

ボランティアグループ
「高取町ご意見番」規約

1.名称

本会はボランティアグループ「高取町ご意見番」と称する。

2.目的

本会は高取町民の立場に立って、町の活性化に積極的に協力し、新しい地域社会のあり方を追求するとともに、行政の情報公開をすすめ、不正・不当な政治・行政を是正することを目的とする。

3.事務局

本会は、事務局を代表幹事宅に置く。

4.活動

本会は前項の目的を図るために次の活動をおこなう。

- ① 住民による町づくり活動を積極的にサポートする。
- ② 住民によるボランティア活動に主体的に参加する。
- ③ 政治・行政を監視し、調査・研究をする。
- ④ 情報公開を進め、行政の説明責任を求める。
- ⑤ 住民に対する啓発。
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

5.会員

- ① 本会の目的に賛同する町民によって構成する。
- ② 会員は本会を特定の党派的活動や目的に利用してはならない。
- ③ 会員は本会及びその活動により私的な利益を得てはならない。

6.総会

総会は会の最高決定機関とし、年1回以上開催し、重要事項を審議決定する。

7.幹事

会に幹事として代表幹事及び幹事若干名をおく。

幹事は総会で選任し、任期は1年とする。(但し、次の総会の終了時までとする、また再選はさまたげない)

幹事会は日常活動につき審議し、執行する。

8.入会

入会しようとする町民は、幹事会の承認を得て会員として参加することができる。

9.会費

会員は年2,000円、幹事は年5,000円とする。

会費は、毎年4月1日より翌年3月31日分とし、前納する。

10.会の運営

会の運営は、年会費及び会の目的に賛同する方の寄付金をもっておこなう。

附則

この規約は、平成20年11月9日より施行する。

平成22年5月一部改定